

むつ市議会第199回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成21年3月19日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例
- 第2 議案第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 第3 議案第3号 むつ市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 第4 議案第4号 むつ市公告式条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 字の区域の変更について
(農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地のむつ市大字大平字荒川への編入)
- 第16 議案第16号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第17 議案第17号 二級河川の指定に係る意見について
- 第18 議案第21号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第19 議案第22号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第20 議案第24号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算
- 第21 議案第26号 平成21年度むつ市一般会計予算
- 第22 議案第27号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第23 議案第28号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第29号 平成21年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第25 議案第30号 平成21年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第31号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第27 議案第32号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第28 議案第33号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第29 議案第34号 平成21年度むつ市用地造成事業会計予算

- 第30 議案第35号 平成21年度むつ市水道事業会計予算
- 第31 議案第36号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第32 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第33 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算)

【議案質疑、討論、採決】

- 第34 議案第37号 平成20年度むつ市一般会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第35 議員提出議案第1号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 第36 議員提出議案第2号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第37 議員提出議案第3号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第38 議員提出議案第4号 むつ市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	鎌田 ちよ子	2番	澤藤 一雄
3番	新谷 泰造	5番	工藤 孝夫
6番	横垣 成年	7番	野呂 泰喜
8番	川端 一義	9番	白井 二郎
10番	岡崎 健吾	11番	千賀 武由
12番	山本 留義	13番	馬場 重利
14番	佐々木 隆徳	15番	富岡 修
16番	菊池 広志	17番	半田 義秋
18番	高田 正俊	19番	山崎 隆一
20番	川端 澄男	21番	中村 正志
22番	村川 壽司	23番	浅利 竹二郎
24番	新谷 功	25番	斉藤 孝昭
26番	富岡 幸夫		

欠席議員（2人）

4番	目時 睦男	27番	村中 徹也
----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

市長	宮下 順一郎	副市長	野戸谷 秀樹
教育長	牧野 正藏	公営企業 管理者	遠藤 雪夫
代 監 査 委 員	小川 照久	総務部長	新谷 加水
総務部 秘書 監	齋藤 秀人	総務部 理事 室長	工藤 正明
企画部長	阿部 昇	企画部 理事	近原 芳栄
民生部長	佐藤 吉男	保健福祉 部	吉田 市夫
保 福 理 定 給 付 室 長	佐々木 順	経済部長	櫛引 恒久
建設部長	太田 信輝	選挙管理 委員会 事務局長	大芦 清重
監 査 委 員 長	齋藤 純	教育部長	佐藤 節雄

公企業局 菅長
出主保福定給対 納社付策 室幹健部額金室
総総行 務務係 部課長

佐藤純一
山中勝
吉田真

農委事 務局 業会長
総務課 部長
総総行 務務政 部課係查
任主

吉田薫
松尾秀一
澁田剛

事務局職員出席者

事務局 長
総括主幹
議事 係查

河野健二
山崎幸悦
石田隆司

次長
総括主幹
議事 係事

工藤昌志
柳田諭
井戸向秀明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○副議長（中村正志） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

諸般の報告

○副議長（中村正志） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月9日及び17日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、建設、教育民生の各常任委員長及び予算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○副議長（中村正志） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1～日程第33 委員長報告、
質疑、討論、採決

○副議長（中村正志） 日程第1 議案第1号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例から、日程第33 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの33件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第7号、議案第15号及び議案第16号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（8番 川端一義議員登壇）

○8番（川端一義） 総務常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例についてであります。理事者側から、市制施行50周年及び合併5周年を契機に、新生むつ市を象徴するにふさわしいシンボルとして、市民に親しまれ、郷土への愛着を深めてもらうような市の花、木及び鳥を制定するに当たり、広く、かつ客観性を確保するため、諮問機関として選定委員会を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、選定委員会の構成についての質疑があり、理事者側から、教育委員会の委員から1名、また行政連絡員連絡協議会、商工会議所、連合婦人会等の公共的団体から10名、学識経験者として下北野鳥の会から1名、下北山野草の会から1名、さらに公募による市民2名の合計15名を予定しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、パブリックコメントについての質疑があり、理事者側から、市民アンケート調査等で代位させたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、花・木・鳥に限定した理

由についての質疑があり、理事者側から、シンボルとして市民に未永く愛されて親しまれるという意味において、花・木・鳥を基本に据えたとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、50周年の式典までに制定するには、もっと早く条例制定するべきではなかったか、また他の市町村と同じでも構わないのかとの質疑があり、理事者側から、合併時にたん廃止して、その後必要であれば制定するという経過から、平成19年度に市政だよりで市民から、その必要性等についての意見を募集したが、全く応募がなく、庁内の意見の集約等に時間がかかった。また、市民が市を象徴するシンボルに何を選ぶかが基本であり、結果として他市町村と同じ結果になることもあると思うとの答弁がありました。

さらに、同委員から、アンケートで多いものに決まらないのかとの質疑があり、理事者側から、アンケート結果や選定委員会の答申内容等を尊重しつつ、市長が総合的に判断するとの答弁がありました。

次に、議案第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についてであります。理事者側から、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等へ派遣する職員の処遇等に関し必要な事項を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、法律制定が平成12年でなぜ今条例制定となるのか、また公益的法人とは具体的にどこかとの質疑があり、理事者側から、今般派遣を想定して条例を制定したい。想定される派遣先は、市の関連団体である社団法人むつ市脇野沢農業振興公社と財団法人むつ市教育振興会が対象であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、どのような場合に派遣するのかとの質疑があり、理事者側から、基本的に

は経営状況を改善することが目的であるとの答弁がありました。

さらに、同委員から、指定管理で民間の発想を取り入れているのに、そういう流れに逆行し経営改善は無理があるのでないか、給料を保障するのは公益的法人の負担となるのではないかと質疑があり、理事者側から、経営改善をする眼目の中でその能力を十分有した職員を派遣する。給料は市で負担するとの答弁がありました。

次に、議案第4号 むつ市公告式条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、市役所本庁舎の位置の変更に伴い、市役所掲示場の所在地を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第5号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、市長、副市長、公営企業管理者及び教育長の給料月額を減額するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、昨年度の決算、今年度の決算見込み等も黒字で推移しており、従来どおりの減額を継続する必要があるのかとの質疑があり、理事者側から、市長以下特別職が自発的にやっていることで、市長の気持ちを代弁すると平成23年度までの赤字解消をきっちりやり遂げて健全財政に戻していくという強い気持ちのあらわれであり、職員もその意を酌んで頑張っていきたいとの答弁がありました。

また、同委員から、これまで努力し、先が見えてきたのだから、従来どおりの減額にこだわらず、減額率を下げるなど考えてほしいとの意見がありました。

次に、議案第7号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、

指定管理者の事業報告書の提出期限を年度の終了後及び指定取り消し後、それぞれ30日以内としていたものを60日以内に改めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、30日以内だときちんと報告しない指定管理者があるのか、なぜ60日以内としたのかとの質疑があり、理事者側から、さまざまな項目にわたっている場合は困難なこともある。提出した後に資料を差しかえることもあり監査委員からも指摘されている。期間については、法人の消費税申告期限が決算日以降2カ月以内となっていることと、県内他市を参考に60日以内としたとの答弁がありました。

次に、議案第15号 字の区域の変更についてであります。理事者側から、県が実施する大荒川火山砂防工事により、農林水産省から県に所管換えされた国有林地をむつ市大字大平字荒川に編入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第16号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。理事者側から、大畑地区介護老人保健施設やげんの整備に当たり、過疎地域自立促進特別措置法に基づく財政上の特別措置を活用するため、むつ市過疎地域自立促進計画の一部を変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この計画に乗らないと過疎債を使えないのかとの質疑があり、理事者側から、この計画に登載されていないと財源上の特別の措置、過疎債等の特典を得られないとの答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○副議長（中村正志） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第14号、議案第17号及び議案第24号

について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

（17番 半田義秋議員登壇）

○17番（半田義秋） 建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

建設常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第14号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案について、理事者側から、道路法施行令の別表に規定された占用料に基づき定めているもので、国においても平成8年以降見直しがされないまま現在に至っていた。この間、地価が全国的に下落し、それに伴う道路価格の変動が占用料に大きな影響を及ぼし、また平成の大合併による市町村合併で占用料区分が混在し不均衡が生じていることなどから見直しが行われ、平成20年1月18日に同法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにかんがみ、同法施行令の改正に準じて道路の占用料の額を変更するためのものであるとの説明がありました。

また、今回の改正により道路占用料等の歳入は、今年度850万円に対し平成21年度は480万円となり、約43%、370万円の減額になるとのことでありました。

これに対し委員から、占用料の積算根拠と占用物件で電柱、電話柱が市内で何本あるのか質疑があり、理事者側から、占用料の積算根拠はかなり

複雑でわかりにくいので、国で定めた基準額をそのまま採用している。また、占用物件では電柱が1,579本、電話柱が820本、埋設されているケーブルが9万5,600メートルあるとの答弁がありました。

また、別の委員から、占用料の見直しは国の法令が改正にならないとできないのか、地方自治体が必要に応じて独自で改正ができないのか質疑があり、理事者側から、占用料の設定に当たってその根拠となる地価の動向調査等が必要となることから、各自治体でも基本的には国の法令改正に倣い見直しているとの答弁がありました。

そのほか、本議案に対しては、特に質疑等はありませんでした。

次に、議案第17号 二級河川の指定に係る意見についてであります。本案について理事者側から、昭和55年度から整備が進められた小川放水路が平成19年度に完成したことに伴い、小川放水路及び一部つけかえ工事が行われた金谷川、越葉川の下流部を二級河川に指定するため、河川法第5条第4項の規定により青森県知事から意見を求められたので、異議がない旨の意見を述べるため同法第5条第5項の規定に基づき提案したものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第24号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。本案について理事者側から、建設事業に係る入札結果及び決算見込みにより歳入歳出ともに3,837万円の減額となり、補正後の予算総額は2億6,607万1,000円になるとの説明がありました。

これに対し委員から、事業費の入札残が大きく当初予算に過大な計上がなかったのか質疑があり、理事者側から、脇野沢の簡易水道を平成21年度から公営企業局へ移管するに当たり、今年度は浄水場の維持管理を企業局へ委託しているが、企

業局で浄水場の管理をコンサルタントに委託する時期がずれたことと、資産台帳作成委託料の執行残によるものであるとの答弁がありました。

そのほか、本議案に対しても特に質疑等はありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○副議長（中村正志） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第3号、議案第6号、議案第8号から議案第13号、議案第21号、議案第22号、議案第36号、報告第2号及び報告第3号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） 教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

教育民生常任委員会に付託されました議案11件、報告2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月9日及び17日に教育長並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第3号 むつ市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、理事者側から、介護従事者の介護報酬が3%増額改定されることによる介護保険料の急激な上昇を抑えるため、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財源とする基金を設置するためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、理事者側から、育英基金運用に伴う利子収入10万402円を基金に組み入れるためのものであり、これにより基金総額は4億3,060万1,581円となるとの説明がありました。

次に、議案第8号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、理事者側から、関根地区学校給食共同調理場を廃止し、大畑学校給食センターに統合するためのものであるとの説明がありました。

以上の3議案について、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第9号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例について、理事者側から、砂入り人工芝のテニスコート3面が竣工したので、4月1日から一般の使用に供するとともに使用料を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、このテニスコート付近にはトイレや手洗い場がないので設置してほしいとの意見があり、理事者側から、将来的には検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第10号 むつ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について、理事者側から、本庁舎の位置の変更に伴い、むつ市福祉事務所の位置を変更するためのものであるとの説明がありました。

この説明に対し委員から、市と福祉事務所の関係及び事務処理等の取り扱いについて質疑があり、理事者側から、むつ市福祉事務所設置条例において、福祉に関する事務所を設置している。また、むつ市行政組織規則において、福祉事務所長は保健福祉部長を充てること及び福祉事務所は保健福祉部に置き、児童家庭課、生活福祉課及び介護福祉課をもって構成するという規定の中で事務を分掌しているので、従前どおりであるとの答弁

がありました。

次に、議案第11号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、理事者側から、平成21年度から平成23年度までの介護保険の第1号被保険者の保険料を定めるためのものであり、前期計画の保険料より上昇率を抑えて設定したとの説明がありました。

この説明に対し委員から、今後の介護保険料の推移について、また市独自で上昇を抑制した保険料の設定は可能かとの質疑があり、理事者側から、保険料の推移については、団塊の世代が第1号被保険者となる次の第5期介護保険事業計画ではかなり増大するものと思われる。また、保険料について、介護保険給付費の負担割合は公費負担で国・県が37.5%、市が12.5%及び保険料負担で第1号被保険者が20%、第2号被保険者が30%と決められている。第1号被保険者の割合20%分を確保するため、所得等に応じ段階別に保険料を設定しているので、特定の段階にだけ、より多くの負担を課すことは難しいと思われるが、介護保険事業計画等策定委員会で審議して決定することになるとの答弁がありました。

次に、議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、理事者側から、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により、中国残留邦人等に対する新たな支援策が講じられることになったことに伴い、当該法律の規定による医療支援給付を受けている者を、本条例の規定による医療費給付の対象としないこととするほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第13号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、理事者側から、地域生活支援事業に係る

利用者の負担軽減を図るため、利用料の上限月額
の減額措置を継続するため所要の条文整備をする
ためのものであるとの説明がありました。

この説明に対し委員から、本会議で説明した利
用料を要する4事業とは何かとの質疑があり、理
事者側から、全10事業のうち日常生活用具給付等
事業、移動支援事業、訪問入浴事業及び日中一時
支援事業の4事業であるとの答弁がありました。

次に、議案第21号 平成20年度むつ市国民健康
保険特別会計補正予算について、理事者側から、
歳入について、第3款国庫支出金は額の確定によ
り、第4款療養給付費等交付金は決算見込みによ
りそれぞれ増額し、第9款繰入金は、決算見込み
により減額している。歳出について、第2款保険
給付費は決算見込みにより、第3款後期高齢者支
援金等は額の確定に伴いそれぞれ増額し、第4款
前期高齢者納付金等、第5款老人保健拠出金、第
6款介護納付金及び第7款共同事業拠出金は額の
確定に伴いそれぞれ減額している。第11款諸支出
金は、脇野沢診療所運営費の確定による減額と市
税滞納整理システム構築に係る一般会計への繰出
金を計上し、第12款予備費については減額してい
る。以上、歳入歳出ともに2億6,240万9,000円増
額補正したことにより、予算総額はそれぞれ75億
5,936万5,000円となるとの説明がありましたが、
委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第22号 平成20年度むつ市介護保険
特別会計補正予算について、理事者側から、歳入
について、第4款国庫支出金、第5款支払基金交
付金、第6款県支出金及び第8款繰入金は、それ
ぞれ項目により保険給付費に対応した増額と決算
見込みによる減額をしている。歳出については、
決算見込みにより、第2款保険給付費を1億
8,935万円増額、第3款地域支援事業費を1,749万
9,000円減額し、第5款基金積立金を559万2,000円
増額している。以上、歳入歳出ともに1億7,744万

3,000円増額補正したことにより、予算総額はそ
れぞれ44億3,435万6,000円となるとの説明があ
りました。

この説明に対し委員から、歳出第2款保険給付
費の第1項介護サービス等諸費と第2項介護予防
サービス等諸費の違いについて質疑があり、理事
者側から、第1項は介護認定区分が要介護1から
5の方に対する保険給付費であり、第2項は要支
援1及び2の方に対する保険給付費であるとの答
弁がありました。

次に、議案第36号 むつ市育英基金条例の一部
を改正する条例について、理事者側から、当市の
人材育成にという趣意をもって、トントウプレッ
ジ育英資金として30万円のご寄附をいただいたの
で、これを基金に組み入れ適正な管理運営を図る
ためのものであり、これにより基金総額は4億
3,090万1,581円となるとの説明がありましたが、
委員からの質疑はありませんでした。

次に、報告第2号 専決処分した事項の報告及
び承認を求めることについてであります。これに
ついて理事者側から、健康保険法施行令の一部改
正に伴うむつ市国民健康保険条例の一部を改正す
る条例についてであり、分娩に関連して発症した
脳性麻痺児に対する補償の機能とその原因分析・
再発防止の機能をあわせ持つ産科医療補償制度が
創設されたことにより、この制度に加入している
医療機関で出産した場合、出産一時金35万円に制
度の保険料に相当する3万円を加算して給付する
措置を講ずるため専決処分したものであるとの説
明がありました。

次に、報告第3号 専決処分した事項の報告及
び承認を求めることについてであります。これに
ついて、理事者側から、平成20年度むつ市介護保
険特別会計補正予算についてであり、介護保険法
の一部改正に伴い事務処理システムの改修に急を
要したため専決処分したものであるとの説明があ

りました。

これら2報告に対して、委員からの質疑はありませんでした。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○副議長（中村正志） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第26号から議案第35号について、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（14番 佐々木隆徳議員登壇）

○14番（佐々木隆徳） 予算審査特別委員会に付託されました議案第26号 平成21年度むつ市一般会計予算から、議案第35号 平成21年度むつ市水道事業会計予算までの議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、11日及び12日に、副市長ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、正副議長を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第26号 平成21年度むつ市一般会計予算については異議があり、また議案第27号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成21年度むつ市介護保険特別会計予算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 平成21年度むつ市老人保健特別会計予算、議案第31号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計予算、議案第32号 平成21年度

むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第33号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第34号 平成21年度むつ市用地造成事業会計予算、議案第35号 平成21年度むつ市水道事業会計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○副議長（中村正志） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○副議長（中村正志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました31議案2報告について、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第1号

○副議長（中村正志） まず、議案第1号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号

○副議長(中村正志) 次は、議案第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号

○副議長(中村正志) 次は、議案第3号 むつ市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上

で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号

○副議長(中村正志) 次は、議案第4号 むつ市公告式条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号

○副議長(中村正志) 次は、議案第5号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号

○副議長(中村正志) 次は、議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号

○副議長(中村正志) 次は、議案第7号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号

○副議長(中村正志) 次は、議案第8号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号

○副議長(中村正志) 次は、議案第9号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号

○副議長(中村正志) 次は、議案第10号 むつ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号

○副議長(中村正志) 次は、議案第11号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番工藤孝夫議員。

(5番 工藤孝夫議員登壇)

○5番(工藤孝夫) 議案第11号に反対討論をいたします。

本案は、平成21年度から平成23年度までの介護保険の第1号被保険者にかかわる保険料率を定めるためのものです。今回の改定率は、最終的には13.3%であり、4号区分で月600円の値上げ、年7,200円の値上げで、年額5万4,000円から6万1,200円の保険料になり、連続する値上げは耐えがたいものであります。特に少ない年金者、低所得者にとって高い保険料や利用料の負担に耐えられず、制度の利用ができないなど、保険あつ

て介護なしの事態が相次いでいます。

介護保険制度が始まって10年を迎えますが、食事、居住費等の全額負担を初め、この間に導入された制度の改悪は公的介護保険制度そのものを失わせるひどいものであります。だれもが安心して利用でき、安心して働ける介護制度をつくるための根本的見直しが今ほど強く求められているときはありません。社会的弱者を苦しめるこれ以上の介護保険料の値上げは到底承認できません。

議員皆様のご賛同をお願いし、討論といたします。

○副議長（中村正志） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第11号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○副議長（中村正志） 起立多数であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号

○副議長（中村正志） 次は、議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号

○副議長（中村正志） 次は、議案第13号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号

○副議長（中村正志） 次は、議案第14号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号

○副議長(中村正志) 次は、議案第15号 字の区域の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地をむつ市大字大平字荒川に編入するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号

○副議長(中村正志) 次は、議案第16号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号

○副議長(中村正志) 次は、議案第17号 二級河川の指定に係る意見について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号

○副議長（中村正志） 次は、議案第21号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 議案第21号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、市民の命を守るため保険給付費として5億4,529万7,000円の補正などを行っているものであります。しかしながら、お年寄りを年齢で差別するという後期高齢者医療制度に係る後期高齢者支援金等として777万9,000円が計上されております。

日本共産党を含む野党4党で提出した後期高齢者医療制度の廃止等及び医療にかかわる高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案が昨年6月6日に参議院で可決され、現在衆議院で審議中であり、ことし行われる総選挙後には廃止が本格的に検討される後期高齢者医療制度にかかわる予算が計上されている本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたしま

す。

○副議長（中村正志） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第21号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○副議長（中村正志） 起立多数であります。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号

○副議長（中村正志） 次は、議案第22号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号

○副議長（中村正志） 次は、議案第24号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算につい

て、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。
質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号

○副議長(中村正志) 次は、議案第26号 平成21年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。6番横垣成年議員。

(6番 横垣成年議員登壇)

○6番(横垣成年) 議案第26号 平成21年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、第三田名部小学校と第一川内小学校建設に約6億6,000万円、妊婦健診を5回から14回に拡充するなど、市民生活に欠かせない予算が多く計上されております。しかしながら、本案には

市民不在の本庁舎移転事業が計上されております。8月7日工事完了、9月24日オープン予定の本庁舎移転事業費約11億5,000万円、これで商業施設を庁舎にするという全国でもめったにない事実が誕生することになります。むつ市を象徴する建物となることは間違いありません。よい意味での象徴となることを願うばかりであります。

また、原発半島と言われる北下半島の住民は、危険施設と隣り合わせでの生活を強いられております。むつ市は、そのためにも年間22億5,000万円という電源三法交付金を赤字の穴埋めに使うだけでなく、市民に還元する施策を行う義務があります。むつ市は、過去1回だけ電気料金の還元をやった以外は皆無であり、市民に還元する施策の創設を提案いたします。

昨年は、国保税が15.1%引き上げられ、ことしは介護保険料が10.2%引き上げられます。来年、再来年も値上げが予定されております。税金の引き上げの連続のため、税金を滞納する市民がどんどんふえております。平成23年度で赤字を解消する担保として財政調整基金に5億6,000万円が計上されておりますが、このように市民に高負担を押しつけたままでの赤字解消でよいものでしょうか。仕事がなく、税金が高いとなったらどんどん人口は減っていくばかりではないでしょうか。税金や保険料の軽減策など高負担解消の施策の充実、創設も提案いたします。

「まちづくりの主役は市民」とするならば、市民不在の本庁舎移転事業はやめ、杉山前市長から依然と続く不要不急の箱物中心のむつ市政はただちに卒業すべきことを提案し、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長(中村正志) これ以上討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第26号についてご異議がありますので、起

立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者3人)

○副議長(中村正志) 起立多数であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号

○副議長(中村正志) 次は、議案第27号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。6番横垣成年議員。

(6番 横垣成年議員登壇)

○6番(横垣成年) 議案第27号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、市民の命を守るため、保険給付費として47億5,034万円などが計上されているものであります。しかしながら、お年寄りを年齢で差別するという後期高齢者医療制度に関係する後期高齢者支援金等として9億9,705万円が計上されております。

日本共産党を含む野党4党で提出した後期高齢者医療制度の廃止等及び医療にかかわる高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案が昨年6月6日に参議院で可決され、現在衆議院で審議中であり、ことし行われる総

選挙後には廃止が本格的に検討される後期高齢者医療制度にかかわる予算が計上されている本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長(中村正志) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第27号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者3人)

○副議長(中村正志) 起立多数であります。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号

○副議長(中村正志) 次は、議案第28号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。6番横垣成年議員。

(6番 横垣成年議員登壇)

○6番(横垣成年) 議案第28号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算に対し、反対をいたします。

本案は、お年寄りを年齢で差別し、保険料を年金から強制的に徴収するという最悪のお年寄りいじめの制度であります。保険料の滞納者は既に1割を超え、保険料の徴収を公平公正を理由にお金

のない方からも取り上げようとする不公平な後期高齢者医療制度、制度の欠陥が日に日に明らかになっているのが現実であります。

日本共産党を含む野党4党で提出した後期高齢者医療制度の廃止等及び医療にかかわる高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案が昨年6月6日に参議院で可決され、現在衆議院で審議中であります。ことし行われる総選挙後には廃止が本格的に検討される後期高齢者医療制度にかかわる本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長(中村正志) これですべての討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第28号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者18人、起立しない者4人)

○副議長(中村正志) 起立多数であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号

○副議長(中村正志) 次は、議案第29号 平成21年度むつ市老人保健特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号

○副議長(中村正志) 次は、議案第30号 平成21年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番工藤孝夫議員。

(5番 工藤孝夫議員登壇)

○5番(工藤孝夫) 議案第30号に対し、反対討論を行います。

本特別会計予算案は、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料を最終的に13.3%値上げする内容を主とするものであります。保険あって介護なしと言われている介護保険制度のこれ以上の値上げは耐えがたいものであります。

この4月から介護保険サービスを利用する際の要介護認定の仕組みが見直しされます。4月から実施予定の新方式は、利用者から聞き取る重要な調査項目を82項目から74項目に減らされることが問題となっています。例えば火の不始末、指示への反応などが削られ、認知症関係を中心に重要な調査項目がなくなるなど判定が軽量化するおそれのあることが指摘されているところであります。

また、これは今月審議された参議院予算委員会で厚生労働大臣が認めたことも新聞報道されています。

以上のように、公的介護制度を一層後退に追いやるものになることを指摘して反対討論といたします。皆様方のご賛同をお願いいたします。

○副議長（中村正志） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第30号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者4人）

○副議長（中村正志） 起立多数であります。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号

○副議長（中村正志） 次は、議案第31号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決され

ました。

議案第32号

○副議長（中村正志） 次は、議案第32号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号

○副議長（中村正志） 次は、議案第33号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号

○副議長(中村正志) 次は、議案第34号 平成21年度むつ市用地造成事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号

○副議長(中村正志) 次は、議案第35号 平成21年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上

で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号

○副議長(中村正志) 次は、議案第36号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

報告第2号

○副議長(中村正志) 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第3号

○副議長(中村正志) 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第34 議案第37号に対する質疑、討論、採決

○副議長(中村正志) 次は、日程第34 議案第37号 平成20年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。14番佐々木隆徳議員。

○14番(佐々木隆徳) 商工費の1点について伺います。

第7款商工費の脇野沢温泉改修事業費についてであります。このことは昨年11月末に激しい腐食と老朽化の判明後に休館となって以来、脇野沢住民の願いとして再三にわたりまして要望してきたところでありますが、今回早々に予算計上していただきまして、まずもって市長にはお礼申し上げる次第であります。

そこで、今回計上されております1億462万2,000円ですが、この事業費の内訳、規模、そしてまた今後の具体的な計画、日程と伺いますか、それについて伺います。

○副議長(中村正志) 市長。

○市長(宮下順一郎) 今脇野沢温泉のこの改修につきましてのお尋ねがございました。具体的な数値等については担当からお答えを申し上げます。

今議員お話しのとおり、昨年11月だったでしょうか、老朽化が著しく、湯管と、それから浴室のタイルを改修するために調査を始めました。調査をした結果、非常に老朽化が著しくて、

倒壊のおそれがあるというふうな建築課からの判断もなされました。やむを得ず閉鎖をいたしました。その閉鎖をすることによって、非常に多くの温泉を頼りにしている地域の方々、このご不便の部分、これを解消すべく川内の温泉までのバスを週1回という形で臨時的に走らせ、そしてご利用いただいて非常にご不便をおかけいたしましたところでございます。その意味からして、その部分のご不便を解消すべく今臨時の予算として追加提案をさせていただいた次第でございます。

何とか平成21年中には新たな、規模的には縮小はされますけれども、温泉を利用していただくため、また訪れる方々に温泉を使って脇野沢のその部分、楽しんでいただくために建築に取りかかりたいと、このように思います。地域の方々にご不便をおかけいたしました。できるだけ早くそれを解消して、高齢者の方々が温泉でゆったりと過ごせるような体制をとりたいと。

また、これは地域的にもむつ地区、川内地区、大畑地区、それぞれ温泉がございます。この脇野沢温泉、非常になくすることは地域のバランスから私もしっかりと考えなければいけないというふうなことで臨時の措置をとった次第でございますので、議員各位もご賛同いただければなと思います。

細部につきましては、担当よりお答えいたします。

○副議長（中村正志） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、お尋ねの事業費の内訳でございますが、まず設計業務委託が約510万円、それから工事管理業務委託が約240万円、現施設の解体工事費が約1,500万円、当該施設の建築工事費が約8,200万円ほど見込んでございます。

それから、お尋ねの2点目の規模でございます

が、建築計画しております規模は、木造で220平米でございます。現施設が546平米でございますので、大きさを単純比較しますと、約6割の減という形になります。

ただ、現施設との規模の違いを個々に何点が挙げてみますと、まず浴室の大きさは現在の規模と同規模で考えてございます。ただ、現在あります大会議室、これを廃止したいと。それから、休憩室が現在3部屋ございますが、これを2部屋に縮小したい。それから、健康管理室が1部屋ございますが、これを廃止したい。そういうふうなことで、220平米の規模で建設を計画してございます。

完成時期でございますが、先ほど市長答弁にございましたとおり、本定例会で御議決いただきました後にただちに事務手続等に入りまして、できれば年内に完成を目指したいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（中村正志） 14番。

○14番（佐々木隆徳） まず、要望も含めまして、地域の数少ない福利厚生の場合、また憩いの場としてこれまで多くの住民が利用してきたところでもありまして、一日も早く完成させる方向で、市長には特段のご配慮をお願いいたします。

それから、確認ですけれども、現在高齢者への対応として行っております週1回の、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、ふれあい温泉川内への送迎バスの運行についてはもちろんのことだと思いますけれども、完成まで対応していただけるということを確認して終わります。

○副議長（中村正志） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 現在の運行バスにつきましては、完成まで継続したいと考えてございます。

○副議長（中村正志） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番(新谷泰造) 医療機器整備費寄附金の5億円についてお聞きいたします。

第1に、東京電力と日本原子力発電からむつ総合病院に対する医療機器整備費の資金協力の5億円の寄附について市民の中から、平成21年3月17日の新聞報道では、市長は申し出は複数、匿名を希望しているので明かせないと言っていることは事実なのか。事実とすれば、どのような意味なのか説明をお願いいたします。

第2に、昨年9月ごろに寄附は決まっていたのではないかと、既に購入設置済みということですが、いつごろ寄附金は決定したのか。

第3に、ライナック装置1台は3億5,000万円、がんを発見するMRIは幾らなのか。エクス線テレビは幾らなのか。寄附金5億円の内容の説明をお願いいたします。

以上です。

○副議長(中村正志) 市長。

○市長(宮下順一郎) お尋ねにお答えいたします。

先般報道されまして、匿名を希望している、その意味はどんな意味なのかと。これは希望した方しかわかりません。私には匿名を希望するというふうなことです。私の言葉としてそれ以上申し上げることはできません。仮にどなた、どなた、どなたというお話をするということは信義に反するものと、私はそういうふうに思います。匿名を希望しているということですので、匿名の方からのご寄附であるということです。

それから、いつ決定したのかというふうなことでございますけれども、この部分において、3月9日に寄附採納願、これを受理いたしております。

それから、5億円の内訳というふうなことかと思っておりますけれども、ライナックが約3.5億円、そのほかMRIのグレードアップ、それからエクス線テレビの装置、そういうふうなものが約1.5億

円を超える部分で、トータルとしては5.5億円程度と、その部分においての医療機器、むつ総合病院はがんの治療病院ということで指定されておりますので、平成4年からこのライナックが導入され、もう大変老朽化しております、現在の古い器械においては、もう代用する部品がないということでありまして、導入はもうしております。導入はしておりますけれども、しっかりと稼働しているというふうなことではありません。その周辺機器等を整備をしていかなければ本来のライナックの存在感がなくなるというふうなことで、匿名の方からご寄附の申し出がありましたので、その対応をさせていただいたということでございます。

○副議長(中村正志) 3番。

○3番(新谷泰造) 匿名ということだったのですけれども、私の記憶ですと、これ議会運営委員会で提案されたときに、質疑の中で東京電力から4億円、それから日本原子力発電から1億円という内容が説明されたと思うのですけれども、その匿名との関連をちょっと説明願えれば。

○副議長(中村正志) 市長。

○市長(宮下順一郎) 私の立場で、私の口からは信頼関係を崩さないというふうなことで、匿名でございますので、たしかあの報道は関係筋とか何とかと書いておりますけれども、そういうふうな表現だったと思います。市長の立場としては匿名でございますので、信義に反しない、その決意で匿名というふうなことでございます。ご理解いただきたいと思います。

○副議長(中村正志) 3番。

○3番(新谷泰造) 市長の立場はわかるのですけれども、そうすれば、私もこの新聞報道聞いたときには、今の4億円と1億円というのは説明を受けていましたから、だから市長の今の立場はわかるけれども、その説明者との関係がずれています

よね。市長は匿名だから秘密事項だと言っているわけですが、それでも、それでもう一方では説明しているわけですね。その辺をちょっともう一度説明願えれば。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 匿名ということをご理解をいただきたいというふうなことでございます。あくまでも匿名でございます。

○副議長（中村正志） ほかに質疑ありませんか。
6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 3点ほどお願いします。

まず、8ページ、ここに地域活性化・生活対策臨時交付金というのがありますが、ちょっとこれ4億円という金額なので、これはどういう交付金なのかというのをお聞きしたいと思います。これは、今回限りなのか、それとも来年もあるものなのかということも含めてお願いいたします。

2点目ですが、先ほどの医療機器の寄附のことで、匿名ということですから、東京電力などの関係する個人からの寄附ということで理解していいかどうか、匿名という個人というイメージがあるのですけれども、では会社からの匿名ということで理解していいのか、そこをちょっと。匿名という、何か個人というイメージがあるので、そこをはっきりお答えしてもらいたいなど。匿名の会社からなのか、それとも個人からなのか、そのところは答弁できるかなというふうに思いますので。

それと、この寄附はこちらから要望したものなのか、それとも向こうから自主的に申し出てきた寄附なのかをお聞きしたいというふうに思います。お金のないむつ市政ですから、いろんなやらなければならないものがあるのですが、それでなぜこういうふうに医療機器が寄附の対象になったのかというのがちょっと不思議、それはお金をやるという方の判断ですから、そちらの判断がこう

なのか、そのところも含めて、なぜ医療機器なのか。例えば道路整備なんか、砂利道がいっぱいあって、そこら辺の道路整備もいっぱいなくてはいけないのがある。だからそういう意味で、もしこっちから申し入れをした寄附であれば、そういうふうな話したものかどうかを教えてくださいなと思います。

そして、12ページですが、奥葉研修景公園の2,636万5,000円、この事業の内訳をちょっと教えてもらえればなと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 会社なのか、個人なのか、具体的にお尋ねございましたけれども、匿名でございます。匿名でございますので、その部分についてもお答えは差し控えさせていただきます。匿名ということに向こうからの、相手側からのご希望がありました。そういう部分を具体的に明かすということは、むつ市とそこ寄附をなされるその相手方との信頼関係が崩れるわけでございます。私は、そういうふうに思います。そこには、信義則がはっきりとあるというふうな思いでございますので、私は匿名を希望している方の、これまでもさまざまな部分でふるさと納税とか教育基金、そういうふうなもので匿名のご希望の方は一切やはり匿名という形で議案に提案をさせていただいております。その信義は守るということでございますので、匿名でございます。

それから、要望があったのか、それとも自主的なのか。これは、あうんの呼吸もあります。また、自主的なお気持ちがあつてご寄附の申し出があつたわけでございます。

それは、あうんの呼吸というのは何かと申しますと、これは横垣議員の医療になぜ向けたのかというふうな部分にもなってくると思います。がんの治療の指定病院と言われ、そしてさまざまな部

分で財政状況が苦しく、医療機器もなかなか十分にそろえることができない。それは、地域住民のまさしく横垣議員の所属する党の方針であります。住民の健康と命を守るため、そういうふうな思いでの医療機器を整備しなければいけない。しかしながら、財政も非常にこういうふうなこと、そういうもろもろの判断が働いてのこのお申し出があったと。私は、このような厚意を素直に受けて、それをしっかりとむつ総合病院の医療機器の整備に使わせていただきたいというふうなことでございます。医療機器がそろわなければ、またドクターの医師不足という、そういうさまざまな部分で波及をしまいでいます。ですから、その意味からして、地域住民の方々の健康と命を守る、その部分に匿名のご寄附の申し出があった、医療機器に向けてくださいというふうなことでありますので、私は素直にお受けいたしました次第でございます。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○副議長（中村正志） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 横垣議員のご質問の1点目ですけれども、地域活性化・生活対策臨時交付金制度にかかわるお尋ねでございます。その趣旨ということでございますが、ご高承のように、平成20年10月30日、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議にて決定されていることございまして、それによって地域活性化等のインフラ整備等に取り組むことができるような制度設定がなされたと、それに基づく交付金制度でございます。

これは、平成21年度限りということで、当該年度、平成20年度と、それから平成21年度に送る部分とあわせましての措置でございます。

以上でございます。

○副議長（中村正志） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お尋ねの3点目の奥薬研修景公園周辺施設整備についてご説明申し上げます。

この事業の中では、3つほど事業を計画してございます。まず1つは、レストハウス厨房等改修事業でございます。これは、観光客等の要望に対処してさまざまな食事メニューを提供できるよう、これまで狭隘でありました厨房を拡幅するとともに、設備の更新等を行うものでございます。

それから、2つ目は修景公園、足湯の改修事業でございます。これは、平成19年度に足湯を開設したわけでございますが、このベンチ部分に屋根をかけたいというふうな計画でございます。

3つ目は、かっぱの湯周辺設備改修事業でありまして、当施設は薬研観光のシンボリック施設として、市で直接管理している露天風呂でございます。これを自然等の環境に配慮しながら、これまで指摘を受けてまいりました事項を改善するために、門扉を設置、それから更衣室を改修、目隠しフェンスの設置、これらを実施するものでございます。

この3つの事業につきまして、設計等の委託費が約160万円、それから工事費が2,400万円ほどを見込んでございます。

以上でございます。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今奥薬研、そして脇野沢、そういうふうな部分でのお尋ねがございましたので、一言あえて申し上げさせていただきたいと、こう思います。

これは、国の第2次補正にかかわる地域活性化・生活対策臨時交付金でございます。私は、国の第2次補正が今か今か早く決めてくれというふうな思いを日々思っていたということを横垣議員にお伝えをしたいと思います。一部賛成、一部反対ではなく、さまざまな部分でこういう形で国の第2次補正が地域の方々に活性化、そして生活対策

ができるというふうなことも踏まえて本議案に対してのご賛同をお願いしたいと、こう思います。

○副議長(中村正志) 6番。

○6番(横垣成年) 医療機器の関係で、あうんの呼吸でこういう形に落ちついたということですが、こういう動きというのは、水面下でいろいろこれから例えば何かに向けてやろうとしている、何かそういうものがあるものでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいというふうに思います。また、そういうものを匿名の方は受け入れてくれるような、何かそういうものがあるものかどうか。

それで、お聞きしたいのは、こういう5億円というお金が匿名でというのは、やはりいろんな育英基金でも30万円でも20万円でも、きちっと個人で公表して……

(「公表してない」の声あり)

○6番(横垣成年) やっていませんか。

(「匿名もある」の声あり)

○6番(横垣成年) それもありましたね、失礼しました。でもこの5億円というのが匿名でぼんと市に入るといふのをこれからも続けていく市政というのは、どういう市政を目指すのかということにもかかわってくると思うのです。当然何か見返りがあってやるという、この5億円というのは当然個人では無理ですよ、考えてみても。だから、余りにも巨額であって、こういうのに依存していく、また水面下でこういうふうな交渉を続けるということは、何かにひっかかってしまう、そういう危険性がある金額だと私は思うのです。その市長の姿勢、どうなのですか。例えば今回5億円もらった、次また水面下でやって、次10億円もらった。ところが、今度50年後にはもう中間施設は出ていってもらうわけです。

(不規則発言あり)

○6番(横垣成年) 例えの話をしていきますから。

だから、そういう関係する会社とそういうふうな関係をつくってしまうと、今度この施設、出ていってくれとか、それがだんだん言えなくなって、結局もう永久な施設ということ認めてしまう、そういうふうな行為になってしまうのではないかと、長い目で見れば。ある会社にすれば、おれの会社はおまえたちにもう何百億も実際にお金を使った、もう物言えないだろうというふうな関係になるのではないかと。ここを私は危惧するわけです。きちっと対等平等な関係を築いていけるのですか。そこをちょっと市長の基本的な考え方を聞きたいと思います。

○副議長(中村正志) 市長。

○市長(宮下順一郎) 何か中間施設というふうな、中間施設とは何を物申すのか……

(「例えの話」の声あり)

○市長(宮下順一郎) 例えというふうなお話でございますけれども、そういうふうな仮定のお話の中には私は入ることは避けます。あくまでも匿名を希望しておりますので、匿名の方と何かそういうふうなさまざまな今事業の話で、推測の中でお話を進められるということは、私はいかがかなと、このように思います。

依存して何かにひっかかると、何かにひっかかるというふうなご発言、これは何を意味しているのかということ、その言葉一つ一つのことはあれしませんが、依存してと、その寄附金に依存するというふうなこと。これ寄附金というのは、ふるさと納税、それからさまざまな教育基金の基金造成をしております。それから、ふるさと納税、そういうふうな方々の思いがあって匿名もありますし、名前を明らかにする方もいるわけでございます。今の場合、相手方は匿名を希望しておるという形の、その善意は私は素直に受けたいと、こういうふうに思うわけでございます。

水面下というふうなのがございましたけれど

も、水面下ではさまざまな部分で、いっぱいあるかないかということもお答えすることはできません。

○副議長（中村正志） 6番。

○6番（横垣成年） 最後確認であります、やはりこういう5億円というお金、全く本当に純粋な気持ちでこの5億円がむつ市にぼんと来たというふうに市長は考えるのですか。私は、当然個人は無理だと思うから、必ずどこかの会社でしょう。だから、その会社がやはり何か見返りを求めないでこういうお金をよこしますか。今それこそ政治で西松建設の企業献金が問題になっておりますけれども、やはりこういう流れなのです、会社がお金をやるということは、必ず見返りを求める。そういうことになるのではないですか。市長、最後、市長の判断、そうでなかったらそうでないと答えてください。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） そうではありません。

○副議長（中村正志） ほかに質疑ありませんか。
5番工藤孝夫議員。

○5番（工藤孝夫） 1点だけ聞いておきます。

先ほど市長は、5億円の医療機器の購入に対して、老朽化しているから買ったと言いましたね。議決を経なくても購入してよるしいのですか。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 議決というのは、医療議会の議決ということですか。これが決まりますと、このむつ市議会で決まりますと、5億円を向こうのほうに、下北医療センターに出します。そして、下北医療センター議会で購入の議決をしてから正式な形と。器械はあります。ありますけれども、今それは暫定的な措置として、もしできなければ、さまざまな交渉の中で、これが不可能になれば起債というふうな手法を考えなければいけない、そういうことでございます。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（工藤孝夫） そうすると、報道にあったように、器械はまだ正式には購入していないと、暫定的にという、その暫定的という意味をわかりやすくご説明願いたい。

○副議長（中村正志） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 今の市長答弁に一部補足になりますけれども、下北医療センターの議会は今3月の末に控えております。私どもで今この本議会において議決を賜りますと、お金を受け入れて、下北医療センターのほうに繰り出してまいります。向こうのほうでは、医療機器そのものの現況でございますが、御案内のように、ライナック、これについては既に購入しているということでございます。私どもからのこのお金をどのように今充当するかという、いわば財源更正と申しますか、そういった側面と、それからこれから購入予定のMRI等のバージョンアップにつきましては、平成21年度向けに対処すると、このように伺ってございます。

以上でございます。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（工藤孝夫） そういたしますと、5億円の寄附を受けたその金額の中で、ライナックですか、それは購入したと。今後MRI、そういうものは議決を経てから購入する予定だと、こういう理解でいいのか。今補正予算でこの5億円を議論しているわけです。これを採決しないうちに老朽化しているから買ってあると、さっきこういう市長の答弁であったから混乱するのです。ここはちゃんとしないとだめだということです。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 財源更正をするということでございます。

（「最初からそう」の声あり）

○市長（宮下順一郎） 誤解を招きました。

○副議長（中村正志） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。
以上で議案第37号の質疑を終わります。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。
（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 議案第37号 平成20年度むつ市一般会計補正予算に対し、反対いたします。
本案は、定額給付金給付事業費10億5,587万4,000円などが計上されている補正予算であります。定額給付金は、景気対策というものの、こんな単純な施策で景気が浮上するわけがありません。もし景気が浮上したならば、経済学者はただちにリストラされなければならない存在となります。定額給付金は、国民の7割から8割が税金の使い方として問題であると反対しているものであります。一時的に喜ぶ国民もおりましょう。また、選挙買収ではないかと言う方もいれば、定額給付金をもらったからといって与党に入れるほど国民は愚かでないと言う方もいます。場当たりの施策で国民を右往左往分断させるのではなく、もっと国民を深く考えさせ、私たちの将来や子孫のために慎重な行動をとる国民に引き上げていくというのが政治の役割ではないでしょうか。
国民の7割から8割が反対している定額給付金を受けた本補正予算に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（中村正志） これで討論を終わります。これより採決に入ります。
議案第37号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
（起立者20人、起立しない者3人）

○副議長（中村正志） 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第35～日程第38 議員提出議案
上程、提案理由説明、質疑、討論、
採決

○副議長（中村正志） 議員提出議案の上程に入る前に、誤謬訂正があります。議員提出議案第1号むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例中、提案理由の裏のページになりますが、附則1の「この条例は交付の日から施行する」の Koufu の文字に誤りがありました。正式には、「公布」になりますので、おわびして訂正を申し上げます。

議員提出議案第1号

○副議長（中村正志） 次は、日程第35 議員提出議案第1号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。10番岡崎健吾議員。
（10番 岡崎健吾議員登壇）

○10番（岡崎健吾） 議員提出議案第1号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、提案理由を申し上げます。
本案は、むつ市議会議員の定数を、次の一般選挙から26人に改めるためのものであります。
むつ市議会は、平成17年3月14日の4市町村合併に伴い、合併後の議員数が65人になったところ

であります。平成19年9月30日執行のむつ市議会議員一般選挙においては、定数特例条例により議員の定数を30人とし、選挙区において選挙すべき議員の定数により選挙したものであります。

平成の大合併後、議員の定数については全国的にも見直しが議論されているところであり、当市議会でも過去において昭和58年9月議会、そして平成11年9月議会で見直しを行ってきたところではありますが、現下の社会情勢や地方財政を取り巻く環境と市の財政状況等をかんがみれば、市議会が主体性を持って自らの手によって定数を見直し、必要最小限の議員数で最大の効果を上げ議会機能を高めていくことが、市民の負託にこたえるべき使命と判断するものであります。

また、当市議会としても、昨年議会改革についてさまざま検討を重ねてきたところであり、今回その一環として、全議員の意見統一には至りませんでした。次のむつ市議会議員一般選挙から定数を26人とすることに賛同する議員21人をもって提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第1号の提案理由であります。議員皆様方の深いご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（中村正志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番工藤孝夫議員。

（5番 工藤孝夫議員登壇）

○5番（工藤孝夫） 議員提出議案第1号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例案について反対討論を行います。

本案は、現行法定定数30議席を26議席に減少するというものであります。議会改革の一環として検討され、それを主な要因としています。新むつ市は、平成17年3月、1市2町1村をもって合併となり、人口が6万5,000人、そして県内の11%を占める広大な面積を有する市になりました。法定定数30は、こうした人口の増大に対応すべきものであります。

また、余りの面積の広大さ、このことは議員の活動範囲におのずと困難をもたらしているのは率直な現実であります。改めて申すまでもないことですが、議会は住民から選挙された議員が住民の意思を代表し、その要求を地方行政に反映させること、また住民の暮らしと権利にかかわる予算の決定や条例の審議、議決などを初め、首長が進める行政をチェックし、監視するなどの重大な役割を持っています。だからこそ議員の定数は住民の意思が確実に反映されるよう人口を基礎として地方自治法で定められているのであります。

また、経費節減や行革ということであれば、無駄な公共事業や不急な事業こそ抑制されなければなりません。なお、議会費で言えば、今年度当初予算でも0.6%の割合であります。議会改革で言えば、政務調査費の廃止の提案、また基本的に毎年の陳情の廃止、そして常任委員会の毎年の研修から隔年の実施を決定しています。2005年、公の

部門の1つ、第2次地方議会活性化研究会の中間報告では、議員定数について、議会は地域における政治の機関であり、行政における体制の一部ではない。したがって、議員定数の問題は単に行政の簡素合理化と同じ観点からのみ論ずる問題ではない、このように述べているところであります。

議員定数の削減は、地方議会が住民の最も身近な議会として、住民の声を十分に反映すべき機関であるべきとき、議会制民主主義の精神に反し、結果として自治体を住民から遠ざける役割を果たすものであります。

以上の理由をもって反対討論といたします。

○副議長（中村正志） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第1号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○副議長（中村正志） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第2号

○副議長（中村正志） 次は、日程第36 議員提出議案第2号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番菊池広志議員。

（16番 菊池広志議員登壇）

○16番（菊池広志） 議員提出議案第2号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例案について提案理由を申し上げます。

本案は、議員提出議案第1号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例案の提案理由で提案者が述べましたように、現任期における議員の

定数は4市町村の合併に伴い、特例条例により30人と定めております。

同じく市議会に組織される常任委員会委員の定数においても、特例条例により定め、総体で議員定数からなる構成でもって、それぞれ配分しているところでありますが、今回、議会改革の一環として、むつ市議会議員の定数を、次の一般選挙から26人に改めることに伴い、本条例の常任委員会委員の定数についても、所要の改正をするため提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第2号の提案理由であります。議員皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（中村正志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番工藤孝夫議員。

（5番 工藤孝夫議員登壇）

○5番（工藤孝夫） 議員提出議案第2号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例案について反対討論を行います。

本案は、議員定数削減に基づく改正であり、議員提出議案第1号同様の理由により反対いたします。

○副議長（中村正志） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第2号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○副議長（中村正志） 起立多数であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第3号

○副議長（中村正志） 次は、日程第37 議員提出議案第3号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。22番村川壽司議員。

（22番 村川壽司議員登壇）

○22番（村川壽司） 議員提出議案第3号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由を申し上げます。

本案は、病気その他正当な理由がなく定例会等の招集に応じない議長、副議長及び議員に対し議員報酬及び期末手当を支給しないため条文整備をするものであります。

市議会議員は、市民の負託にこたえるため、その責務を果たすことが大事であり、市民の理解が得られない病気、その他正当な理由のない長期欠席議員への適正を欠くような議員報酬及び期末手当の支給は防止すべきと考えるものであります。

県内では八戸市議会、十和田市議会、黒石市議

会など6市が整備している状況にあり、本市議会としても、昨年議会改革についてさまざま検討を重ねた結果、その一環として提案するものであります。

以上、上程されました議員提出議案第3号の提案理由であります。議員皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（中村正志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第4号

○副議長（中村正志） 次は、日程第38 議員提出議案第4号 むつ市議会政務調査費の交付に關す

る条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番佐々木隆徳議員。

(14番 佐々木隆徳議員登壇)

○14番(佐々木隆徳) 議員提出議案第4号 むつ市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例案について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成13年4月から地方自治法に規定されたことに基づき、市議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付されてきたものでありますが、現下の社会情勢や地方財政を取り巻く環境と、市の財政状況等をかながみれば廃止することが妥当と判断したところであります。また本市議会としても、昨年議会改革についてさまざま検討を重ねた結果、その一環として経費削減を目的に平成21年度から廃止するため提案するものであります。

今後においても議員活動における政務調査については、市民からの負託にこたえるべく自らの意思をもって励みたいと考えております。

以上が上程されました議員提出議案第4号の提案理由であります。議員皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○副議長(中村正志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中村正志) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○副議長(中村正志) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第199回定例会を閉会いたします。

午後 零時24分 閉会